

令和3年度

明日香村歴史的風土創造的活用事業における  
建築物等への助成基準の見直し調査業務委託

特記仕様書

明日香村

本特記仕様書は、明日香村（以下「甲」という。）が実施する明日香村歴史的風土創造的活用事業における建築物等への助成基準の見直し調査業務委託について必要な事項を定めるものである。

## 第1章 総則

### 第1条（業務目的）

明日香村歴史的風土創造的活用事業に係る明日香村にふさわしい景観創出事業（以下「デザイン助成」という）においては、平成24年度にデザイン助成の助成基準の見直しが実施されたが、その後相当期間が経過しており、建築資材等の物価変動や新素材・新工法の開発など建築の取り巻く状況は変化してきている。また、平成25年には明日香村景観計画による明日香村独自の景観形成基準を分かり易く解説するために「明日香景観デザインマニュアル」を作成し、景観形成基準に対する理解を深め、景観づくりを推進してきた。このような背景を受け、適正な助成を行うために助成基準の見直しを行うこととする。

### 第2条（業務内容）

1. 業務名称 明日香村歴史的風土創造的活用事業における建築物等への助成基準の見直し調査業務委託
2. 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで
3. 作業内容

#### （1）見積参考図の作成及び見積書の徴収

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」、「明日香村における歴史的風土の保存に関する特別措置法（明日香法）」、「明日香村風致地区条例」や「明日香村景観条例」などの各種法令等を解説書として作成した「明日香デザインマニュアル」及び「明日香村風致地区条例による許可の審査指針の解釈と運用」により想定される明日香村での建築物等の仕様とその他地域での一般的な仕様を比較検討するための見積参考図の作成（別表を参考）及び見積書の徴収を行う。

※見積書は奈良県内の事業者（3社以上）より徴収する。

※木造二階建て延べ床面積115㎡程度の専用住宅のモデルプランを作成の上、見積書を徴収する。

※木造平屋建て延べ床面積85㎡程度の集会所のモデルプランを作成の上、見積書を徴収する。

#### （2）単価見積書のとりまとめ及び課題の整理

徴収した単価見積書を取りまとめ、既存の助成内容と比較し、課題を整理する。

#### （3）助成基準の見直しによる新たな助成単価基準の作成

徴収した単価見積書を参考に、平成23年に策定した積算基準を見直し、実情に応じた新たな助成基準を作成する。

#### （4）助成内容の整理及びデザイン助成単価表の作成

整理した課題及び新たな助成基準を参考に、今後の助成内容について整理し、助成単価の算出及びデザイン助成単価表の作成を行う。

#### （5）報告書の作成

上記の結果等を業務報告書としてまとめる。

### 第3条（計画準備）

本業務内容を把握し、業務の遂行に必要な資料を収集するとともに、基本方針や関連計画等の認識、作業体制、スケジュール等について検討し、業務計画書を作成するものとする。

なお、計画書の作成にあたっては貸与予定資料のほか、事前に甲の所有する利用可能な資料を調査し、有効かつ精度の高い成果が得られるよう努めるものとする。

#### 第4条（打ち合わせ及び協議）

乙は、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、必要に応じて甲と十分に打ち合わせを行い協議するものとする。

#### 第5条（資料の貸与）

本業務の実施にあたり、甲は乙に以下の各号に掲げる資料を貸与するものとするが、紛失、破損等がないよう十分注意して取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、甲の許可なく複製してはならず、本業務以外での使用を禁ずる。本業務完了後は、速やかに甲に貸与資料を返却ものとする。

- |  |    |
|--|----|
| （1）建築物等のデザイン助成における助成基準の見直し及びそれに伴う<br>積算基準の策定及び単価調査業務（平成24年3月）の書類 | 1式 |
| （2）その他関係資料   | 1式 |

#### 第6条（身分証明書の携帯）

現場作業に従事する者は、甲が発行する身分証明書を携帯し関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

#### 第7条（守秘義務）

乙は、業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報に関する貸与資料については、明日香村個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

#### 第8条（成果品の帰属）

本業務の成果品の所有権、使用权は全て甲に帰属するものとする。乙は、本業務の成果品を乙の了承を得ずに、甲への納品用途以外に利用してはならない。

#### 第9条（検査）

甲の検査は、全ての成果品が本仕様書に合格しなければならない。また検査に必要な書類作成及び費用等は、すべて乙の負担によるものとする。

#### 第10条（契約不適合）

業務完了後、成果内容等が契約の内容等に適合しない場合、納品時より1年間は甲の指示により乙は無償にて速やかに補修及び修正を行わなければならない。

#### 第11条（損害賠償等）

乙は、業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて乙の責任において解決するものとし、甲に発生事由及び処理結果を文書にて報告するものとする。

#### 第12条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙の協議によって解決するものとする。乙は協議の結果に基づき甲の指示により業務を実施するものとする。

#### 第13条（納期及び納入場所）

成果品の納期は、履行期間までとし、納入場所は明日香村総合政策課とする。

#### 第14条（納入成果品）

本業務の納入成果品については以下の通りとする。また、個々の業務内容を参照するものとする。

- （1）見積参考図 …… 2部
- （2）助成単価表A3 …… 2部
- （3）報告書（A4判ファイル綴じ）…… 2部（会議資料等を含む）
- （4）報告書電子データ（CD-R）…… 2部
- （5）その他甲が特に指示するもの

		明日香村		その他地域
屋根		いぶし本瓦葺 いぶし棧瓦葺(J型)		スレート葺 コロニアル葺 カラーベスト葺 など
	棟瓦	割熨斗3段+冠瓦 割熨斗5段+冠瓦 台熨斗2段+割熨斗3段+冠瓦 台熨斗2段+割熨斗5段+冠瓦	入母屋 切妻 寄棟	
外壁		土壁下地		タイル サイディング コンクリート ALC など
		モルタル下地 サイディング下地		
		羽目板張り(縦張り) 羽目板張り(横張り)		
塀		いぶし万+軒瓦+素丸瓦 いぶし素丸瓦		CB塀 レンガ塀 アルミ柵 など
		土壁下地	本漆喰仕上げ 漆喰調仕上げ	
		モルタル下地	漆喰調仕上げ 砂壁調吹付仕上げ 砂壁調コテ塗り仕上げ リシン吹付仕上げ	
		羽目板張り(縦張り) 羽目板張り(横張り)		
		竹垣(建仁寺垣)		